

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 3 号

神戸市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市印鑑条例施行規則（昭和47年10月規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録の申請の確認)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による確認は、市長が登録の申請が本人の意思に基づくものであるかについての照会書を本人に送付し、期限を付して、当該照会書の回答欄に本人が記入及び押印をしたもの並びに市長が適当であると認める本人に係る書類を本人に持参させる方法（やむを得ない理由により本人がこれらの書類を持参することができないときは、当該照会書の回答欄及び委任し</p>	<p>(登録の申請の確認)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 1 項の規定による確認は、市長が登録の申請が本人の意思に基づくものであるかについての照会書を本人に送付し、期限を付して、当該照会書の回答欄に本人が記入及び押印をしたもの並びに<u>健康保険の被保険者証その他の</u>市長が適当であると認める本人に係る書類を本人に持参させる方法（やむを得ない理由により本人がこれらの書類を持参することができないときは、</p>

た旨の記載欄に本人が記入及び押印をしたもの、市長が適当であると認める本人に係る書類又はその写し並びに代理人の次の各号のいずれかに掲げる書類又は市長が適当であると認める書類を代理人に持参させる方法)により行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認できるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により付すべき期限は、当該申請のあった日から起算して30日目の日とする。

当該照会書の回答欄及び委任した旨の記載欄に本人が記入及び押印をしたもの、健康保険の被保険者証その他の市長が適当であると認める本人に係る書類又はその写し並びに代理人の次の各号のいずれかに掲げる書類を代理人に持参させる方法)により行うものとする。ただし、本人が次の各号のいずれかに掲げる書類を持参することにより当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認できるときは、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により付すべき期限は、当該申請のあった日から起算して1箇月目の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。